

# キャリア決済サービス利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

1. この「キャリア決済サービス利用規約」(以下、「キャリア決済規約」といいます。)は、「VeriTrans収納代行サービス利用基本規約」(以下、キャリア決済規約においては「基本規約」といいます。)に基づき乙(以下、キャリア決済規約においては「DGFT」といいます。)が提供するキャリア決済サービス(以下、個別のキャリア決済サービスを「個別キャリア決済サービス」といい、それらを総称して「キャリア決済サービス」といいます。)を甲(以下、キャリア決済規約においては「加盟店」といいます。)が利用する場合に限り、基本規約に追加して適用されます。但し、第2章以降の個別キャリア決済サービスにかかる利用規約は、加盟店が現に利用する個別キャリア決済サービスにかかる当該各章の規約に限り適用されます。
2. キャリア決済規約で使用する用語の意味は、キャリア決済規約に別段の定めがある場合を除き、基本規約における定義に従うものとします。
3. 加盟店は、キャリア決済規約においてキャリア会社(第2条(用語の定義)第1号において定義します。)が直接に加盟店に対して有する権利及び加盟店がキャリア会社に対して直接に負担する義務が規定されており、当該規定に基づき当該キャリア会社が直接に加盟店に対して権利行使等する場合がありますことにつき、異議なく承諾するものとします。

### 第2条 (用語の定義)

キャリア決済規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「キャリア会社」とは、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、SBペイメントサービス株式会社、KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社等の、個別キャリア決済サービスを提供する事業者をいいます。
- (2) 「キャリア加盟店契約」とは、加盟店とキャリア会社間において成立する、キャリア決済サービスの利用に関する契約をいいます。
- (3) 「キャリア加盟店規約」とは、キャリア会社が定める規約であつて、キャリア加盟店契約に係る利用条件および加盟店とキャリア会社の権利義務を定める規約をいいます。

### 第3条 (適用規約)

1. 加盟店は、キャリア会社が別途定めるキャリア加盟店規約(変更後の規約を含むものとします。)、その他これに付随する規約・ガイドライン・仕様等(以下、総称して「キャリア加盟店規約類」といいます。)に同意のうえ、キャリア決済サービスを利用するものとします。
2. 加盟店は、キャリア加盟店契約の一部を構成するものとして、キャリア加盟店規約類を遵守するものとします。
3. 加盟店は、キャリア会社が定めるところに従いキャリア加盟店規約類が変更される場合があること、および、キャリア加盟店規約類が変更された後は、変更後のキャリア加盟店規約類が適用されることにつき、異議なく承諾するものとします。
4. キャリア加盟店規約類と、キャリア決済規約および基本規約との間に齟齬が生じる場合、キャリア決済規約および基本規約が優先して適用されるものとします。

### 第4条 (包括代理権の授権)

1. 加盟店は、キャリア決済サービスの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、DGFTが加盟店を包括的に代理する権限を授権することに同意するものとします。
  - (1) キャリア会社に対する、キャリア決済サービス利用の申込み行為
  - (2) キャリア会社とのキャリア加盟店契約およびこれに付随する一切の覚書等の締結
  - (3) キャリア会社に対する一切の各種届出、報告、申請行為
  - (4) キャリア会社に対する売上請求および売上請求の取消請求に関する一切の事項
  - (5) キャリア決済サービスにより決済された商品等代金の受領に関する一切の事項
  - (6) キャリア会社とのキャリア加盟店契約に基づき加盟店がキャリア会社に支払う手数料の支払に関する一切の事項
  - (7) キャリア会社に対する一切の通知、審査依頼および同社からの通知の受領
  - (8) その他、加盟店がキャリア決済サービスを利用するために必要な一切の行為
  - (9) その他、キャリア会社およびDGFTが合意した事項
2. 加盟店は、個別キャリア決済サービスの利用に係るDGFTとの契約の有効期間中、DGFTの書面による事前の同意なく、当該個別キャリア決済サービスについて加盟店がDGFTに授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできないものとします。

### 第5条 (キャリア会社による売上の取消等)

1. 加盟店は、基本規約、キャリア加盟店規約類その他の事由によりDGFTまたはキャリア会社がキャリア決済サービスにより決済された売上を取消した場合、もしくはDGFTまたはキャリア会社が支払いを留保した場合(以下、総称してキャリア決済規約において「取消等」といいます。)、またはキャリア会社が取消等のおそれがあるとDGFTに通知した場合、DGFTの責に帰すべき事由による場合を除き、DGFTが加盟店に対して当該取引に関する一切の支払の義務

を負わないことに同意します。この場合DGFTは、取消等に伴い、利息、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないものとします。

2. DGFTが加盟店に対して商品代金（基本規約第32条（本件決済サービス料金および商品代金の精算）第2項の差引料金等を控除済みの商品代金を指します。以下本条において同じ。）を支払った後に、DGFTまたはキャリア会社が取消等を行った場合、またはキャリア会社が取消等のおそれがあるとDGFTに通知した場合、DGFTは加盟店に対し、当該商品代金の返還を求めることができ、その場合、加盟店はDGFTに対し直ちに当該商品代金を返還するものとします。
3. 前項に基づく返還は、加盟店に対してDGFTの指定する金融機関の口座への当該商品代金相当額の振込送金を求める方法または当該返還請求以降に加盟店に対して支払う商品代金から当該返還請求額を差し引く方法によることができるものとし、どちらの方法によるかはDGFTが決定するものとします。
4. DGFTは、キャリア会社がDGFTに対して商品代金を支払った後に（本条第2項の場合を除く。）、DGFTまたはキャリア会社が取消等を行った場合、またはキャリア会社が取消等のおそれがあるとDGFTに通知した場合、加盟店に代わってキャリア会社に当該商品代金を返還できるものとします。

#### 第6条 （キャリア決済規約の有効期間）

キャリア決済規約は、加盟店がDGFT所定の申込手続により利用を希望する個別キャリア決済サービスを選択のうえ申込みを行い、DGFTがこれを承諾した日に効力を発生し、DGFTと加盟店との間で別段の取り決めをしない限り、当該個別キャリア決済サービスにかかる契約終了の日まで有効に存続するものとします。

## 第2章 d払い（ネット決済）サービス

### 第7条 （規約の適用）

株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）が提供するd払い（ネット決済）サービスは、本章の規約（以下、「本規約」といいます。）に従って提供されるものとします。

### 第8条 （適用規約）

1. 加盟店は、ドコモが別途定める「d払い（ネット決済）包括加盟店規約」（以下のURLに掲載されている規約をい、変更後の規約およびURLが変更となった場合にはドコモが指定するURLに掲載されている規約を含むものとします。）、その他これに付随する規約・ガイドライン・仕様等（以下、総称して「規約類」といいます。）に同意のうえ、d払い（ネット決済）サービスを利用するものとします。

#### ■d払い（ネット決済）包括加盟店規約

[https://service.smt.docomo.ne.jp/keitai\\_payment/corporation/corp-regulation/pdf/kameiten-kiyaku\\_3.pdf](https://service.smt.docomo.ne.jp/keitai_payment/corporation/corp-regulation/pdf/kameiten-kiyaku_3.pdf)

2. 加盟店は、前項の規約類を遵守するものとします。
3. 加盟店は、ドコモが定めるところに従い第1項の規約類が変更される場合があること、および、規約類が変更された後は、変更後の規約類が適用されることにつき、異議なく承諾するものとします。
4. 第1項の規約類と、本規約および基本規約との間に齟齬が生じる場合、本規約および基本規約が優先して適用されるものとします。

### 第9条 （用語の定義）

本規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「d払い（ネット決済）サービス」とは、利用者が、ドコモが提供するサイト（ドコモが利用者に対して商品等を販売又は提供するために運営・提供するWebサイト等をいいます。）又は加盟店サイト上で、ドコモ又は加盟店との間の取引の代金の支払いを、支払方法の中から選択して行うネット決済サービスをいいます。
- (2) 「利用者」とは、商品等の代金又は対価の支払いのために、d払いを利用する者をいいます。
- (3) 「加盟店サイト」とは、加盟店が利用者に対して商品等を販売又は提供し、又は第三者に商品等を販売又は提供させる（当該第三者の行為は、当該加盟店サイトを運営する加盟店の行為とみなします。）ために運営・提供するWebサイト・アプリケーション等をいいます。
- (4) 「商品等」とは、加盟店サイト上で、d払い（ネット決済）サービスを利用して、加盟店が販売若しくは提供する商品若しくは役務、又は第三者が販売若しくは提供する商品若しくは役務をいいます。
- (5) 「請求代金」とは、売買契約等に基づき、利用者に対して請求権を有する代金又は対価（送料、消費税相当額等、購入に必要な一切の金額を含みます。）をいいます。
- (6) 「売買契約等」とは、加盟店サイト上で利用者が締結した商品等の売買契約又は提供契約等をいいます。
- (7) 「売上情報」とは、商品等の売上日、請求代金等に関する情報をいいます。
- (8) 「サービスセンタ」とは、ドコモがDGFT又は加盟店に対してd払いを提供するために設置する、ドコモの電子計算機及び電気通信設備等をいいます。
- (9) 「サービスガイドライン」とは、d払い（ネット決済）サービスの提供条件等についての詳細を示したものをい、d払い（ネット決済）包括加盟店規約の一部を構成するものとしてドコモが別に定めるものとします。

### 第10条 （提供条件）

1. d払い（ネット決済）サービスを提供することが可能な地域およびd払い（ネット決済）サービスの提供条件等についてはサービスガイドラインに定めるところによります。なお、加盟店は、d払い（ネット決済）サービスの利用にあたり、サービスガイドラインを遵守するものとします。
2. ドコモが規約類の規定に違反している又はd払い（ネット決済）サービスの適切な運営のために必要であると判断し、d払い（ネット決済）サービスの取扱い中止や業務方法の改善等を指示した場合、加盟店は、ドコモ及びDGFTの指示に従い、直ちに適切な措置を取るものとします。
3. ドコモが、規約類の規定の遵守を確認するために又はd払いの適切な運営のために、合理的に必要な範囲で、調査への協力、報告又はデータ・文書等の提出を求めた場合には、加盟店は、速やかにこれに応じるものとします。

### 第11条 （取扱商品等）

1. 加盟店は、d払い（ネット決済）サービスを利用して商品等を販売または提供するときは、その種別について、所定の期日までに、ドコモが別に定める書面にてDGFTを通じて届出を行うものとします。
2. 加盟店は、前項に基づきドコモに届け出た種別を変更する場合は、その種別について、所定の期日までに、ドコモが別に定める書面にてDGFTを通じて届出を行うものとします。
3. 加盟店は、ドコモが別途定めるサービスガイドラインの取扱禁止商材を取り扱わないものとします。
4. 加盟店は、サービスガイドラインに定める個別審査商材を販売または提供する場合は、所定の期日までにその内容をドコモが別に定める書面にてDGFTを通じて届出を行うものとし、ドコモの承諾を事前に得るものとします。
5. 加盟店は、d払い（ネット決済）サービスを利用して旅行商品、酒類など販売または提供にあたって官公庁の許認可

等を得るべき商品等（以下、「許認可商品」といいます。）を販売または提供する場合は、所定の期日までにドコモに許認可等の取得を証明する関連書類を提出するものとします。なお、加盟店が前記の許認可等の取消処分等を受け、許認可商品を取り扱うことができなくなった場合、当該加盟店は直ちに DGFT へ書面により通知し、d 払い（ネット決済）サービスを利用して当該商品等を販売または提供しないものとします。

- ドコモは、加盟店が d 払い（ネット決済）サービスの利用を開始した後も随時加盟店の商品等の確認を行うことができるものとし、ドコモが不適当と判断したときは、いつでも d 払い（ネット決済）サービスの提供を停止することができるものとします。但し、ドコモは、商品等について、事前・事後を問わず、積極的にその内容等の審査を行うことを保証するものではなく、d 払い（ネット決済）サービスの提供停止その他の措置に関し、ドコモは何らの義務や責任も負担するものではありません。
- 加盟店は、ドコモが売上情報その他ドコモ所定の情報を、ドコモ所定の目的で活用することをあらかじめ承諾するものとします。
- 加盟店は、ドコモが商品等を不適当と判断した場合は、ドコモまたは DGFT の指示に従い、当該商品等の取り扱いを中止しなければならないものとします。

#### 第12条 （商品等の保証）

- 加盟店は、商品等についてサービスガイドラインの全てを遵守していることをドコモに対して保証するものとします。
- ドコモは、商品等について一切の責任を負わないものとします。
- 加盟店は、売買契約等の債務不履行、商品等の契約不適合、第三者の権利侵害その他の理由により、ドコモと利用者その他の第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用および責任においてこれを解決するものとします。
- 前項にかかわらず、ドコモは、前項に定める紛争について自ら利用者その他の第三者との紛争を解決することができるものとし、この場合、第5項の規定により、加盟店にその一切の損害および費用（弁護士報酬を含みます。）を請求することができるものとします。
- ドコモが本条に定める利用者その他の第三者との第3項の紛争により損害を被った場合は、加盟店は、その一切の損害および費用（弁護士報酬を含みます。）を賠償するものとします。

#### 第13条 （事前承認の義務）

- 加盟店は、利用者から加盟店に対して d 払い（ネット決済）サービスの利用の申込みがあった場合、ドコモに対して、DGFT を通じて事前の承認を求めるものとし、その承認を得るものとします。万が一、ドコモの承認を得ないで利用者に d 払い（ネット決済）サービスを利用させた場合、加盟店は、ドコモケータイ払いを利用した売買契約等にかかる全ての請求代金についての一切の責任を負うものとします。
- 前項のドコモの承認は、当該 d 払い（ネット決済）サービスの利用者が売買契約等を締結する能力および権限を有すること等を保証するものではありません。

#### 第14条 （特定情報、信用状態、同一性等の無保証）

加盟店は、自らの責任において、利用者の住所、氏名その他利用者を特定するための情報、利用者の信用状態その他加盟店が利用者を取引するために必要となる事実等（以下、総称して「確認事項」といいます。）について確認するものとします。ドコモは、確認事項の確認について何らの義務を負わず、不正使用等により加盟店が損害を被った場合でも、一切の責任を負わないものとします。また、本条に基づく確認を加盟店が怠った場合又は確認がなされたにもかかわらず当該確認事項と事実が異なったこと（本人による真正な利用と認められなかった場合その他不正使用を含みます。）等により、ドコモに損害、損失及び費用等が生じた場合は、加盟店は、これを賠償する責任を負うものとします。

#### 第15条 （苦情対応等）

- 加盟店は、d 払い（ネット決済）サービスの利用および商品等に関する苦情、問い合わせその他の紛議等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。
- ドコモが利用者等から加盟店の d 払い（ネット決済）サービスの利用および商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、加盟店は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。
- 加盟店は、前二項における苦情、問い合わせその他の紛議等の解決に際しては、消費者保護の観点等から、可能な限り顧客の利益が最大（不利益が最小）となる解決をはかるよう努めるものとします。
- 加盟店は、加盟店の d 払い（ネット決済）サービスの利用および商品等に関して苦情対応その他のための連絡窓口を開設しなければならないものとします。
- 加盟店は、ドコモが利用者等から加盟店の d 払い（ネット決済）サービスの利用および商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、ドコモが当該問い合わせ等を行った者に対して加盟店の連絡先等を知らせることに同意するものとします。

#### 第16条 （取引情報の保持）

加盟店は、d 払い（ネット決済）サービスを利用して販売または提供した商品等に関する売上金額等に関する資料（電子的データ、書類）を自らの費用と責任において保管するものとし、ドコモが当該資料の提出を要望した場合、すみやかにそれらを提出するものとします。

#### 第17条 (取引サイトの保証)

1. 加盟店は、加盟店サイトにおいて配信する情報（以下、「コンテンツ」といいます。）について、次の各号に定める事項を保証するものとします。
  - (1) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、氏名権、肖像権その他の権利を侵害せず、不正競争防止法に違反しないこと
  - (2) 第三者の名誉を毀損せず、プライバシーを侵害しないこと
  - (3) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを含んでいないこと
  - (4) 犯罪を構成しないこと
  - (5) 公序良俗に違反しないこと
  - (6) その他の法令等に違反しないこと
2. 加盟店は、加盟店サイト上にリンクを設定する場合には、当該リンク先の情報についても前項に定める事項を保証するものとします。
3. 加盟店は、加盟店サイト上に設定されたリンク先が法令、公序良俗に反している等ドコモが不相当と認め、これを加盟店に通知した場合は速やかに削除するものとします。
4. 加盟店は、加盟店サイトの名称若しくはコンテンツまたは加盟店サイト上で販売、提供するサービス若しくは商品について、第三者の権利を侵害したとしてドコモと第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用および責任においてこれを解決するものとします。
5. ドコモが、加盟店サイトの名称若しくはコンテンツまたは加盟店サイト上で販売、提供されるサービス若しくは商品に関して、第三者との紛争により損害を被った場合は、加盟店はその一切の損害および費用（弁護士報酬を含みます。）を賠償するものとします。

#### 第18条 (売上情報の送信)

1. 加盟店は、サービスガイドラインに定める方法に従い売上情報を DGFT を通じてドコモに送信するものとします。
2. 前項に基づき送信された売上情報は、サービスセンター内のコンピューターにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなします。
3. 加盟店は、ドコモに送信した売上情報に誤りを発見した場合、DGFT およびドコモに対して直ちにサービスガイドラインに定める方法に従い修正又は取消の通知（以下、「売上情報取消・修正通知」といいます。）をするものとします。売上情報取消・修正通知は、サービスセンター内のコンピューターにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなします。
4. 送信された売上情報がデータ化け等により読み出し不能な場合は、ドコモは、DGFT に対して速やかに通知するものとし、当該通知がなされた場合、ドコモと DGFT との間で別途協議の上、必要な措置を講じるものとします。

#### 第19条 (損害賠償)

加盟店は、本規約の違反、その他 d 払い（ネット決済）サービス利用に関連してドコモ又は第三者に損害を及ぼした場合、ドコモ又は第三者に対し損害を賠償するものとします。なお、損害には、提携クレジットカード会社（d 払い（ネット決済）包括加盟店規約に定義するものをいいます。）が加盟又は提携する組織の規則等により直接又は間接的にドコモが負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします。）等を含むものとします。

以上

### 第3章 ソフトバンクまとめて支払い(A)サービス

#### 第20条 (規約の適用)

ソフトバンク株式会社（以下、「SB」といいます。）が提供するソフトバンクまとめて支払い（A）サービスは、本章の規約（以下、「本規約」といいます。）に従って提供されるものとします。

#### 第21条 (適用規約)

1. 加盟店は、SBが別途定める「プロバイダー向けソフトバンクまとめて支払い（A）利用規約」（以下のURLに掲載されている規約をいい、変更後の規約およびURLが変更となった場合にはSB又はDGFTが指定するURLに掲載されている規約を含むものとします。）、その他これに付随する規約・ガイドライン・仕様等（以下、総称して「規約類」といいます。）に同意のうえ、ソフトバンクまとめて支払い（A）サービスを利用するものとします。

##### ■プロバイダー向けソフトバンクまとめて支払い（A）利用規約

<https://www.veritrans.co.jp/tos/carrier-softbank-matometeshiharai-a.pdf>

2. 加盟店は、前項の規約類を遵守するものとします。
3. 加盟店は、SBが定めるところに従い第1項の規約類が変更される場合があること、および、規約類が変更された後は、変更後の規約類が適用されることにつき、異議なく承諾するものとします。
4. 第1項の規約類と、本規約および基本規約との間に齟齬が生じる場合、本規約および基本規約が優先して適用されるものとします。

以上

## 第4章 ソフトバンクまとめて支払い(B) サービス

### 第22条 (規約の適用)

1. ソフトバンク株式会社（以下、「SB」といいます。）、およびSB ペイメントサービス株式会社（以下、「SBPS」といい、SBおよびSBPSをあわせて「SBら」といいます。）が共同して提供するソフトバンクまとめて支払い(B)サービス（以下、「本サービス」といいます。）は、本章の規約（以下、「本規約」といいます。）に従って提供されるものとします。

### 第23条 (適用規約)

1. 加盟店は、SBらが別途定める「ソフトバンクまとめて支払い (B) 加盟店規約」（以下のURLに掲載されている規約をいい、変更後の規約およびURLが変更となった場合にはSBら又はDGFTが指定するURLに掲載されている規約を含むものとします。）、その他これに付随する規約・ガイドライン・仕様等（以下、総称して「規約類」といいます。）に同意のうえ、ソフトバンクまとめて支払い(B)サービスを利用するものとします。

#### ■ソフトバンクまとめて支払い (B) 加盟店規約

<https://www.veritrans.co.jp/tos/carrier-softbank-matometeshiharai-b.pdf>

2. 加盟店は、前項の規約類を遵守するものとします。
3. 加盟店は、SBらが定めるところに従い第1項の規約類が変更される場合があること、および、規約類が変更された後は、変更後の規約類が適用されることにつき、異議なく承諾するものとします。
4. 第1項の規約類と、本規約および基本規約との間に齟齬が生じる場合、本規約および基本規約が優先して適用されるものとします。

以上

## 第5章 au PAY (au かんたん決済) サービス

### 第24条 (規約の適用)

KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社 (以下、2 社合わせて、「KDDI」といいます。) が提供する au PAY (au かんたん決済) サービス (以下、「本決済サービス」といいます。) は、本章の規約 (以下、「本規約」といいます。) に従って提供されるものとします。

### 第25条 (適用規約)

1. 加盟店は、KDDI が別途定める「ID 連携サービス利用規約」および「au PAY (au かんたん決済) 利用規約」(以下の URL に掲載されている規約をいい、変更後の規約および URL が変更となった場合には KDDI が指定する URL に掲載されている規約を含むものとします。)、その他これに付随する規約・ガイドライン・仕様等 (以下、総称して「規約類」といいます。) に同意のうえ、au PAY (au かんたん決済) サービスを利用するものとします。

#### ■ID 連携サービス利用規約

[https://flavor.kddi.com/vw/flv-ol/cca?eventController=ENT.openentry.EasyPayEntry&event\\_doShow&\\_ebx=1h7qwafw06r.1684907147.7qtn6kq](https://flavor.kddi.com/vw/flv-ol/cca?eventController=ENT.openentry.EasyPayEntry&event_doShow&_ebx=1h7qwafw06r.1684907147.7qtn6kq)

#### ■au PAY (au かんたん決済) 利用規約

[https://flavor.kddi.com/vw/flv-ol/cca?eventController=ENT.openentry.EasyPayEntry&event\\_doShow&\\_ebx=1h7qwafw06r.1684907147.7qtn6kq](https://flavor.kddi.com/vw/flv-ol/cca?eventController=ENT.openentry.EasyPayEntry&event_doShow&_ebx=1h7qwafw06r.1684907147.7qtn6kq)

2. 加盟店は、前項の規約類を遵守するものとします。
3. 加盟店は、KDDI が定めるところに従い第 1 項の規約類が変更される場合があること、および、規約類が変更された後は、変更後の規約類が適用されることにつき、異議なく承諾するものとします。
4. 第 1 項の規約類と、本規約および基本規約との間に齟齬が生じる場合、本規約および基本規約が優先して適用されるものとします。

以上

【規約制定】2018 年 6 月 1 日

【規約改定】2025 年 11 月 4 日